

NDC社発22-125号

2022年3月31日

原子力規制委員会 殿

茨城県那珂郡東海村舟石川622番地12

MHI原子力研究開発株式会社

取締役社長 南雲 浩行

核燃料物質使用施設等保安規定の変更認可申請の補正について

2022年1月18日付けNDC社発22-020号をもって申請した核燃料物質使用施設等保安規定の変更認可申請書を別紙のとおり補正いたします。

(別 紙)

1. 補正の内容

2022年1月18日付けNDC社発22-020号をもって申請した核燃料物質使用施設等保安規定の変更認可申請書を、別添1のとおり一部変更する。

また、既に認可を受けている保安規定に対し、一部補正を含めた変更の内容を別添2に示す。

2. 補正の理由

(1) 社名変更のため。

(2) 附則を追加するため。

該当箇所	補正前(2022年 1月18日付け申請)	補正後
表紙	(記載なし)	<p style="text-align: center;"><u>燃料ホットラボ施設</u></p> <p style="text-align: center;"><u>核燃料物質使用施設等</u></p> <p style="text-align: center;"><u>保安規定</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(H-35)</u></p> <p style="text-align: center;">2022年3月 改定18</p> <p style="text-align: center;"><u>MHI 原子力研究開発株式会社</u></p>

燃料ホットラボ施設 核燃料物質使用施設等保安規定変更認可申請書の補正 新旧比較表

該当箇所	補正前(2022年 1月18日付け申請)	補正後
附則	(記載なし)	<p><u>【付 則】</u></p> <p><u>(施行期日)</u> この規定は、認可日以降、社長が定める日から施行する。</p> <p><u>(治 革)</u></p> <p>制 定 平成 2年10月 1日 (認可番号 2安(核規)第611号)</p> <p>改 定 平成 3年 1月 7日 (認可番号 2安(核規)第831号)</p> <p>改 定 平成 4年 6月15日 (認可番号 4安(核規)第356号)</p> <p>改 定 平成 6年 1月20日 (認可番号 5安(核規)第847号)</p> <p>改 定 平成 9年 5月26日 (認可番号 9安(核規)第65号)</p> <p>改 定 平成12年 6月15日 (認可番号 12安(核規)第570号)</p> <p>全面改定 平成12年12月27日 (認可番号 12安(核規)第783号)</p> <p>改 定 平成13年 3月29日 (認可番号 12機文科科第30号)</p> <p>改 定 平成13年12月27日 (認可番号 13機文科科第61号)</p> <p>改 定 平成15年 3月10日 (認可番号 14機文科科第52号)</p> <p>改 定 平成15年 5月14日 (認可番号 15機文科科第3号)</p> <p>改 定 平成15年 7月31日 (認可番号 15機文科科第23号)</p> <p>改 定 平成16年 4月14日 (認可番号 15機文科科第83号)</p> <p>改 定 平成17年 4月21日 (認可番号 16機文科科第67号)</p> <p>改 定 平成21年 8月26日 (認可番号 21機文科科第6018号)</p> <p>改 定 平成22年 9月22日 (認可番号 22受文科科第5125号)</p> <p>改 定 平成26年 4月28日 (認可番号 原規規発第1404256号)</p> <p>改 定 平成27年 9月 1日</p> <p>【認可日 平成27年 8月 5日 (認可番号 原規規発第15080519号)】</p> <p>改 定 平成28年 4月 1日</p> <p>【認可日 平成28年 3月31日 (認可番号 原規規発第16033136号)】</p> <p>改 定 平成29年 9月 4日</p> <p>【認可日 平成29年 8月24日 (認可番号 原規規発第1708241号)】</p> <p>改 定 平成30年 6月20日</p> <p>【認可日 平成30年 6月11日 (認可番号 原規規発第1806114号)】</p> <p>改 定 令和 3年 4月26日</p> <p>【認可日 令和 3年 4月 7日 (認可番号 原規規発第2104073号)】</p> <p>改 定 令和 4年 月 日</p> <p>【認可日 令和 4年 月 日 (認可番号 号)】</p>

核燃料物質使用施設等保安規定
変更認可申請書

新旧対照表
(補正後)

2022年3月31日

MHI 原子力研究開発(株)

保安規定変更認可申請書 新旧比較表

変 更 前 (現行)	変 更 後 (補正後)	理 由
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(適用範囲) 第2条 本規定は、<u>ニュークリア・デベロップメント株式会社</u>（以下、「当社」という。）燃料ホットラボ施設（以下「当施設」という。）において、保安に係る運用に関して適用する。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(適用範囲) 第2条 本規定は、<u>MHI 原子力研究開発株式会社</u>（以下、「当社」という。）燃料ホットラボ施設（以下「当施設」という。）において、保安に係る運用に関して適用する。</p>	<p>・社名変更のため</p>

保安規定変更認可申請書 新旧比較表

変 更 前 (現 行)	変 更 後 (補 正 後)	理 由																																																												
<p>別表第10 周辺監視区域内外における線量当量率等の測定'</p> <table border="1" data-bbox="228 306 891 533"> <thead> <tr> <th>測定項目</th> <th>測定方法と測定箇所</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">線量当量率等 (γ線)</td> <td>モニタリングポスト 1か所</td> <td>連続</td> </tr> <tr> <td>サーベイメータ 15か所</td> <td>月1回</td> </tr> <tr> <td>線量</td> <td>熱蛍光線量計 11か所</td> <td>3月ごと</td> </tr> </tbody> </table> <p>*線量当量率等の測定位置については、別図第4に示す。</p> <p>別表第11 外部及び内部被ばくによる線量の測定</p> <p>(1) 外部被ばくによる線量</p> <table border="1" data-bbox="190 778 925 1147"> <thead> <tr> <th>対象者</th> <th>個人線量計</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射線業務従事者</td> <td>熱蛍光線量計パッチ</td> <td>3月間ごと及び女子にあっては1月間ごと並びに必要な都度</td> </tr> <tr> <td>ポケット線量計</td> <td>必要な都度</td> </tr> <tr> <td>一時立入者</td> <td>ポケット線量計</td> <td>立入の都度。ただし、見学等のために管理区域へ立ち入らせる場合は、代表者にのみ着用させることができる</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 内部被ばくによる線量</p> <table border="1" data-bbox="190 1214 925 1425"> <thead> <tr> <th>対象者</th> <th>検査項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射線業務従事者</td> <td>内部被ばく評価</td> <td>3月間ごと及び必要な都度</td> </tr> <tr> <td>体外計測 バイオアッセイ</td> <td>必要な都度</td> </tr> </tbody> </table>	測定項目	測定方法と測定箇所	頻度	線量当量率等 (γ 線)	モニタリングポスト 1か所	連続	サーベイメータ 15か所	月1回	線量	熱蛍光線量計 11か所	3月ごと	対象者	個人線量計	頻度	放射線業務従事者	熱蛍光線量計パッチ	3月間ごと及び女子にあっては1月間ごと並びに必要な都度	ポケット線量計	必要な都度	一時立入者	ポケット線量計	立入の都度。ただし、見学等のために管理区域へ立ち入らせる場合は、代表者にのみ着用させることができる	対象者	検査項目	頻度	放射線業務従事者	内部被ばく評価	3月間ごと及び必要な都度	体外計測 バイオアッセイ	必要な都度	<p>別表第10 周辺監視区域内外における線量当量率等の測定'</p> <table border="1" data-bbox="1214 306 1877 526"> <thead> <tr> <th>測定項目</th> <th>測定方法と測定箇所</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">線量当量率等 (γ線)</td> <td>モニタリングポスト 1か所</td> <td>連続</td> </tr> <tr> <td>サーベイメータ 15か所</td> <td>月1回</td> </tr> <tr> <td>線量</td> <td>光刺激蛍光線量計又は熱蛍光線量計 11か所</td> <td>3月ごと</td> </tr> </tbody> </table> <p>*線量当量率等の測定位置については、別図第4に示す。</p> <p>別表第11 外部及び内部被ばくによる線量の測定</p> <p>(1) 外部被ばくによる線量</p> <table border="1" data-bbox="1176 770 1910 1147"> <thead> <tr> <th>対象者</th> <th>個人線量計</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射線業務従事者</td> <td>光刺激蛍光線量計パッチ又は熱蛍光線量計パッチ</td> <td>1月間ごと並びに必要な都度</td> </tr> <tr> <td>ポケット線量計</td> <td>必要な都度</td> </tr> <tr> <td>一時立入者</td> <td>ポケット線量計</td> <td>立入の都度。ただし、見学等のために管理区域へ立ち入らせる場合は、代表者にのみ着用させることができる</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 内部被ばくによる線量</p> <table border="1" data-bbox="1176 1214 1910 1447"> <thead> <tr> <th>対象者</th> <th>検査項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射線業務従事者</td> <td>内部被ばく評価</td> <td>3月間ごと及び必要な都度</td> </tr> <tr> <td>体外計測 バイオアッセイ</td> <td>必要な都度</td> </tr> </tbody> </table>	測定項目	測定方法と測定箇所	頻度	線量当量率等 (γ 線)	モニタリングポスト 1か所	連続	サーベイメータ 15か所	月1回	線量	光刺激蛍光線量計又は熱蛍光線量計 11か所	3月ごと	対象者	個人線量計	頻度	放射線業務従事者	光刺激蛍光線量計パッチ又は熱蛍光線量計パッチ	1月間ごと並びに必要な都度	ポケット線量計	必要な都度	一時立入者	ポケット線量計	立入の都度。ただし、見学等のために管理区域へ立ち入らせる場合は、代表者にのみ着用させることができる	対象者	検査項目	頻度	放射線業務従事者	内部被ばく評価	3月間ごと及び必要な都度	体外計測 バイオアッセイ	必要な都度	<p>・線量計の信頼性確保のため</p> <p>・線量計の信頼性確保のため</p>
測定項目	測定方法と測定箇所	頻度																																																												
線量当量率等 (γ 線)	モニタリングポスト 1か所	連続																																																												
	サーベイメータ 15か所	月1回																																																												
線量	熱蛍光線量計 11か所	3月ごと																																																												
対象者	個人線量計	頻度																																																												
放射線業務従事者	熱蛍光線量計パッチ	3月間ごと及び女子にあっては1月間ごと並びに必要な都度																																																												
	ポケット線量計	必要な都度																																																												
一時立入者	ポケット線量計	立入の都度。ただし、見学等のために管理区域へ立ち入らせる場合は、代表者にのみ着用させることができる																																																												
対象者	検査項目	頻度																																																												
放射線業務従事者	内部被ばく評価	3月間ごと及び必要な都度																																																												
	体外計測 バイオアッセイ	必要な都度																																																												
測定項目	測定方法と測定箇所	頻度																																																												
線量当量率等 (γ 線)	モニタリングポスト 1か所	連続																																																												
	サーベイメータ 15か所	月1回																																																												
線量	光刺激蛍光線量計又は熱蛍光線量計 11か所	3月ごと																																																												
対象者	個人線量計	頻度																																																												
放射線業務従事者	光刺激蛍光線量計パッチ又は熱蛍光線量計パッチ	1月間ごと並びに必要な都度																																																												
	ポケット線量計	必要な都度																																																												
一時立入者	ポケット線量計	立入の都度。ただし、見学等のために管理区域へ立ち入らせる場合は、代表者にのみ着用させることができる																																																												
対象者	検査項目	頻度																																																												
放射線業務従事者	内部被ばく評価	3月間ごと及び必要な都度																																																												
	体外計測 バイオアッセイ	必要な都度																																																												

保安規定変更認可申請書 新旧比較表

変 更 前 (現 行)	変 更 後 (補 正 後)	理 由
<p>【付 貝】</p> <p>(施行期日) この規定は、認可日以降、社長が定める日から施行する。</p> <p>(治 革)</p> <p>制 定 平成 2年 10月 1日 (認可番号 2安(核規)第611号)</p> <p>改 定 平成 3年 1月 7日 (認可番号 2安(核規)第831号)</p> <p>改 定 平成 4年 6月 15日 (認可番号 4安(核規)第356号)</p> <p>改 定 平成 6年 1月 20日 (認可番号 5安(核規)第847号)</p> <p>改 定 平成 9年 5月 26日 (認可番号 9安(核規)第65号)</p> <p>改 定 平成 12年 6月 15日 (認可番号 12安(核規)第570号)</p> <p>全面改定 平成 12年 12月 27日 (認可番号 12安(核規)第783号)</p> <p>改 定 平成 13年 3月 29日 (認可番号 12機文科科第30号)</p> <p>改 定 平成 13年 12月 27日 (認可番号 13機文科科第61号)</p> <p>改 定 平成 15年 3月 10日 (認可番号 14機文科科第52号)</p> <p>改 定 平成 15年 5月 14日 (認可番号 15機文科科第3号)</p> <p>改 定 平成 15年 7月 31日 (認可番号 15機文科科第23号)</p> <p>改 定 平成 16年 4月 14日 (認可番号 15機文科科第83号)</p> <p>改 定 平成 17年 4月 21日 (認可番号 16機文科科第67号)</p> <p>改 定 平成 21年 8月 26日 (認可番号 21機文科科第6018号)</p> <p>改 定 平成 22年 9月 22日 (認可番号 22受文科科第5125号)</p> <p>改 定 平成 26年 4月 28日 (認可番号 原規規発第1404256号)</p> <p>改 定 平成 27年 9月 1日</p> <p>【認可日 平成 27年 8月 5日 (認可番号 原規規発第15080519号)】</p> <p>改 定 平成 28年 4月 1日</p> <p>【認可日 平成 28年 3月 31日 (認可番号 原規規発第16033136号)】</p> <p>改 定 平成 29年 9月 4日</p> <p>【認可日 平成 29年 8月 24日 (認可番号 原規規発第1708241号)】</p> <p>改 定 平成 30年 6月 20日</p> <p>【認可日 平成 30年 6月 11日 (認可番号 原規規発第1806114号)】</p> <p>改 定 令和 3年 4月 26日</p> <p>【認可日 令和 3年 4月 7日 (認可番号 原規規発第2104073号)】</p>	<p>【付 貝】</p> <p>(施行期日) この規定は、認可日以降、社長が定める日から施行する。</p> <p>(治 革)</p> <p>制 定 平成 2年 10月 1日 (認可番号 2安(核規)第611号)</p> <p>改 定 平成 3年 1月 7日 (認可番号 2安(核規)第831号)</p> <p>改 定 平成 4年 6月 15日 (認可番号 4安(核規)第356号)</p> <p>改 定 平成 6年 1月 20日 (認可番号 5安(核規)第847号)</p> <p>改 定 平成 9年 5月 26日 (認可番号 9安(核規)第65号)</p> <p>改 定 平成 12年 6月 15日 (認可番号 12安(核規)第570号)</p> <p>全面改定 平成 12年 12月 27日 (認可番号 12安(核規)第783号)</p> <p>改 定 平成 13年 3月 29日 (認可番号 12機文科科第30号)</p> <p>改 定 平成 13年 12月 27日 (認可番号 13機文科科第61号)</p> <p>改 定 平成 15年 3月 10日 (認可番号 14機文科科第52号)</p> <p>改 定 平成 15年 5月 14日 (認可番号 15機文科科第3号)</p> <p>改 定 平成 15年 7月 31日 (認可番号 15機文科科第23号)</p> <p>改 定 平成 16年 4月 14日 (認可番号 15機文科科第83号)</p> <p>改 定 平成 17年 4月 21日 (認可番号 16機文科科第67号)</p> <p>改 定 平成 21年 8月 26日 (認可番号 21機文科科第6018号)</p> <p>改 定 平成 22年 9月 22日 (認可番号 22受文科科第5125号)</p> <p>改 定 平成 26年 4月 28日 (認可番号 原規規発第1404256号)</p> <p>改 定 平成 27年 9月 1日</p> <p>【認可日 平成 27年 8月 5日 (認可番号 原規規発第15080519号)】</p> <p>改 定 平成 28年 4月 1日</p> <p>【認可日 平成 28年 3月 31日 (認可番号 原規規発第16033136号)】</p> <p>改 定 平成 29年 9月 4日</p> <p>【認可日 平成 29年 8月 24日 (認可番号 原規規発第1708241号)】</p> <p>改 定 平成 30年 6月 20日</p> <p>【認可日 平成 30年 6月 11日 (認可番号 原規規発第1806114号)】</p> <p>改 定 令和 3年 4月 26日</p> <p>【認可日 令和 3年 4月 7日 (認可番号 原規規発第2104073号)】</p> <p>改 定 令和 4年 月 日</p> <p>【認可日 令和 4年 月 日 (認可番号 号)】</p>	<p>(補正にて追記)</p>